



議案第三十三号

吉田、高橋地区ほ場整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

記

- 一 工事の名称 団体菅吉田、高橋地区沼場整備工事
- 二 工事の場所 東伯郡三朝町大字吉田、高橋、余戸地内
- 三 工事の概要 整地面積一五ヘクタール、平均区画二〇アール
- 四 事業費 九〇、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 着手 昭和五十年年度（調査設計）
完成 昭和五十四年度